

# 令和4年度第1回東大阪市都市計画審議会

## 議案書

日 時 令和4年7月22日（金） 午後2時

場 所 市役所本庁舎18階 大会議室



目 次

議案第 1 号 特定生産緑地の指定について（諮問）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1



議 案 第 1 号

令和4年7月22日

東大阪市都市計画審議会会長 様

東大阪市長 野 田 義 和

特定生産緑地の指定について（諮問）

標記のことについて、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、別紙のとおり諮問します。

## 特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積			備 考	図 面 号
		生産緑地 地 区	特定生産緑地			
			既に指定され ている区域	新たに指定す る区域		
善根寺町2-H-4	東大阪市善根寺町二丁目地内	約 0.25 ha	約 0.20 ha	約 0.05 ha		3/24
善根寺町3-D-4	東大阪市善根寺町三丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.15 ha		3/24
善根寺町4-A-4	東大阪市善根寺町四丁目地内	約 0.43 ha	-	約 0.14 ha		3/24
善根寺町4-D-4	東大阪市善根寺町四丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.12 ha		3/24
善根寺町4-G-4	東大阪市善根寺町四丁目地内	約 0.28 ha	約 0.09 ha	約 0.19 ha		3/24
善根寺町4-H-4	東大阪市善根寺町四丁目地内	約 0.21 ha	-	約 0.21 ha		3/24
日下町2-G-5	東大阪市日下町二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.05 ha		4/24
日下町5-E-4	東大阪市日下町五丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		3/24
日下町5-F-4	東大阪市日下町五丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		3/24
日下町5-I-4	東大阪市日下町五丁目地内	約 0.20 ha	-	約 0.20 ha		3/24
日下町6-B-4	東大阪市日下町六丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		3/24
日下町7-E-5	東大阪市日下町七丁目地内	約 0.26 ha	約 0.04 ha	約 0.01 ha		4/24
日下町7-I-5	東大阪市日下町七丁目地内	約 0.41 ha	-	約 0.23 ha		4/24
日下町8-B-5	東大阪市日下町八丁目地内	約 0.18 ha	-	約 0.09 ha		4/24
西石切町1-E-2-10	東大阪市西石切町二丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		8/24
西石切町1-G-10	東大阪市西石切町一丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.07 ha		8/24
西石切町2-D-10	東大阪市西石切町二丁目地内	約 0.14 ha	約 0.03 ha	約 0.11 ha		8/24
西石切町3-A-10	東大阪市西石切町三丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		8/24
西石切町4-F-10	東大阪市西石切町四丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		8/24
西石切町5-B-10	東大阪市西石切町五丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		8/24
西石切町6-A-10	東大阪市西石切町六丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		8/24
中石切町3-A-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.09 ha	約 0.04 ha	約 0.05 ha		8/24
中石切町3-C-1-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		8/24
中石切町3-E-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		8/24
中石切町3-H-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		8/24
中石切町3-S-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		8/24
中石切町3-T-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.11 ha	約 0.03 ha	約 0.08 ha		8/24
中石切町4-C-10	東大阪市中石切町四丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		8/24
中石切町5-A-10	東大阪市中石切町五丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		8/24
東石切町6-A-11	東大阪市東石切町六丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.06 ha		9/24
北石切町-10	東大阪市北石切町地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		8/24
北石切町D-11	東大阪市北石切町地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		9/24
布市町1-F-4	東大阪市布市町一丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		3/24
布市町2-D-4	東大阪市布市町二丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		3/24
布市町3-A-1-4	東大阪市布市町三丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		3/24
布市町3-A-2-4	東大阪市布市町三丁目地内	約 0.27 ha	-	約 0.26 ha		3/24
布市町3-A-3-4	東大阪市元町一丁目地内	約 0.64 ha	約 0.22 ha	約 0.13 ha		3/24
元町1-2-4	東大阪市元町一丁目地内	約 1.61 ha	約 0.74 ha	約 0.51 ha		3/24
元町1-3-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.58 ha	約 0.19 ha	約 0.11 ha		3/24
元町2-B-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.74 ha	約 0.11 ha	約 0.24 ha		3/24
元町2-D-1-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.77 ha	約 0.41 ha	約 0.05 ha		3/24
池之端町C-5	東大阪市池之端町地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		4/24
池之端町E-5	東大阪市池之端町地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		4/24
弥生町E-10	東大阪市弥生町地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		8/24
額田町-18	東大阪市額田町地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		14/24
宝町F-17	東大阪市宝町地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		13/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積			備 考	図 面 番 号
		生産緑地 地 区	特定生産緑地			
			既に指定され ている区域	新たに指定す る区域		
宝町H-17	東大阪市宝町地内	約 0.07 ha	-	約 0.05 ha		13/24
宝町I-17	東大阪市宝町地内	約 0.06 ha	-	約 0.03 ha		13/24
河内町B-17	東大阪市河内町地内	約 0.27 ha	-	約 0.16 ha		13/24
客坊町A-1-18	東大阪市客坊町地内	約 0.34 ha	約 0.07 ha	約 0.10 ha		14/24
客坊町B-18	東大阪市客坊町地内	約 0.51 ha	約 0.33 ha	約 0.06 ha		14/24
客坊町B-25	東大阪市客坊町地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		19/24
客坊町C-25	東大阪市客坊町地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		19/24
上四条町M-2-25	東大阪市上四条町地内	約 0.33 ha	約 0.09 ha	約 0.09 ha		19/24
上四条町V-25	東大阪市上四条町地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		19/24
上四条町KK-25	東大阪市上四条町地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		19/24
上四条町LL-25	東大阪市上四条町地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		19/24
六万寺町1-E-25	東大阪市六万寺町一丁目地内	約 0.10 ha	約 0.08 ha	約 0.01 ha		19/24
六万寺町1-I-24	東大阪市六万寺町一丁目地内	約 0.36 ha	約 0.16 ha	約 0.06 ha		18,22/24
六万寺町1-31	東大阪市六万寺町一丁目地内	約 0.35 ha	-	約 0.21 ha		19,23/24
六万寺町2-C-24	東大阪市六万寺町二丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		18/24
六万寺町2-E-24	東大阪市六万寺町二丁目地内	約 0.39 ha	約 0.10 ha	約 0.11 ha		18,22/24
下六万寺町1-A-24	東大阪市下六万寺町一丁目地内	約 0.32 ha	-	約 0.23 ha		18,22/24
下六万寺町1-C-24	東大阪市下六万寺町一丁目地内	約 0.28 ha	-	約 0.28 ha		18,22/24
下六万寺町1-D-24	東大阪市下六万寺町一丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.11 ha		18/24
下六万寺町2-B-2-24	東大阪市下六万寺町二丁目地内	約 0.35 ha	約 0.31 ha	約 0.04 ha		18/24
下六万寺町3-A-24	東大阪市下六万寺町三丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		18/24
下六万寺町3-B-24	東大阪市下六万寺町三丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		18/24
下六万寺町3-C-24	東大阪市下六万寺町三丁目地内	約 0.38 ha	約 0.26 ha	約 0.07 ha		18/24
瓢箪山町A-1-24	東大阪市瓢箪山町地内	約 0.13 ha	-	約 0.10 ha		18/24
瓢箪山町A-2-24	東大阪市瓢箪山町地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		18/24
池島町1-A-2-30	東大阪市池島町一丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.05 ha		22/24
池島町3-C-24	東大阪市池島町三丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		18/24
池島町3-J-1-24	東大阪市池島町二丁目地内	約 0.47 ha	約 0.28 ha	約 0.19 ha		18/24
横小路町1-D-30	東大阪市横小路町一丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.07 ha		22/24
横小路町1-F-30	東大阪市横小路町一丁目地内	約 0.13 ha	約 0.03 ha	約 0.09 ha		22/24
横小路町3-C-1-30	東大阪市横小路町三丁目地内	約 0.32 ha	-	約 0.06 ha		22/24
横小路町3-C-2-30	東大阪市横小路町三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		22/24
横小路町3-D-1-30	東大阪市横小路町三丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.09 ha		22/24
横小路町3-D-2-30	東大阪市横小路町三丁目地内	約 0.30 ha	-	約 0.18 ha		22/24
横小路町3-E-30	東大阪市横小路町三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		22/24
横小路町4-C-30	東大阪市横小路町四丁目地内	約 0.18 ha	-	約 0.05 ha		22/24
横小路町5-A-30	東大阪市横小路町五丁目地内	約 0.24 ha	約 0.11 ha	約 0.13 ha		22/24
横小路町5-B-30	東大阪市横小路町五丁目地内	約 0.66 ha	約 0.19 ha	約 0.09 ha		22/24
横小路町5-E-30	東大阪市横小路町五丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		22/24
横小路町6-A-2-30	東大阪市横小路町六丁目地内	約 0.51 ha	約 0.08 ha	約 0.22 ha		22/24
横小路町6-E-3-30	東大阪市横小路町六丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		22/24
鴻池徳庵町A-2	東大阪市鴻池徳庵町地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		1/24
中鴻池町1-B-2	東大阪市中鴻池町一丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		1/24
中鴻池町2-C-2	東大阪市中鴻池町二丁目地内	約 0.32 ha	-	約 0.22 ha		1/24
東鴻池町5-D-1-3	東大阪市東鴻池町五丁目地内	約 0.24 ha	約 0.13 ha	約 0.11 ha		2/24
鴻池I-3	東大阪市新鴻池町地内	約 0.35 ha	-	約 0.35 ha		2,3/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積			備 考	図 面 番 号
		生産緑地 区	特定生産緑地			
			既に指定され ている区域	新たに指定す る区域		
鴻池D-9	東大阪市古箕輪一丁目地内	約 0.74 ha	約 0.50 ha	約 0.24 ha		7/24
鴻池E-9	東大阪市新鴻池町地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		7/24
三島B-2-2	東大阪市三島一丁目及び三島二丁目地内	約 3.27 ha	約 1.90 ha	約 1.00 ha		1,6/24
三島C-1-2	東大阪市三島一丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		1/24
三島E-2	東大阪市三島一丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		1/24
本庄B-2	東大阪市三島三丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		1/24
本庄D-2	東大阪市三島三丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		1/24
本庄D-9	東大阪市本庄一丁目地内	約 0.17 ha	約 0.07 ha	約 0.10 ha		7/24
本庄中1-A-8	東大阪市本庄中一丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		6/24
本庄西1-A-8	東大阪市本庄西一丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		6/24
菱江E-16	東大阪市菱江五丁目地内	約 0.03 ha	-	約 0.03 ha		12/24
箕輪B-9	東大阪市箕輪二丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		7/24
箕輪G-2-9	東大阪市箕輪一丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.14 ha		7/24
稲葉2-A-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.20 ha	-	約 0.20 ha		12/24
稲葉2-B-1-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		12/24
稲葉2-B-2-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		12/24
稲葉2-F-1-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.25 ha	-	約 0.18 ha		12/24
稲葉2-G-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.12 ha	約 0.07 ha	約 0.05 ha		12/24
稲葉2-H-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		12/24
稲葉3-E-16	東大阪市稲葉三丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		12/24
稲葉3-G-16	東大阪市稲葉三丁目地内	約 0.27 ha	-	約 0.27 ha		12/24
松原A-17	東大阪市松原一丁目地内	約 0.11 ha	約 0.03 ha	約 0.08 ha		13/24
岩田町2-23	東大阪市花園西町一丁目及び岩田町二丁目地内	約 0.65 ha	約 0.09 ha	約 0.56 ha		17/24
岩田町5-A-1-16	東大阪市岩田町五丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		12/24
西岩田1-A-3-15	東大阪市西岩田二丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		11/24
西岩田1-B-1-15	東大阪市西岩田一丁目地内	約 0.40 ha	-	約 0.36 ha		11/24
西岩田1-B-2-15	東大阪市西岩田一丁目地内	約 0.30 ha	-	約 0.30 ha		11/24
西岩田4-A-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.15 ha		11/24
西岩田4-C-2-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		11/24
西岩田4-C-7-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.31 ha	約 0.13 ha	約 0.17 ha		11/24
吉田4-F-16	東大阪市吉田四丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		12/24
吉田5-A-23	東大阪市吉田五丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		17/24
吉田5-B-23	東大阪市吉田五丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		17/24
吉田5-E-23	東大阪市吉田五丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		17/24
吉田6-A-16	東大阪市吉田六丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		12/24
吉田6-B-16	東大阪市吉田六丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		12/24
吉田7-E-24	東大阪市吉田七丁目地内	約 0.12 ha	約 0.08 ha	約 0.04 ha		18/24
吉田8-A-24	東大阪市吉田八丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		18/24
瓜生堂2-22	東大阪市瓜生堂二丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		16/24
若江東町2-E-23	東大阪市若江東町二丁目地内	約 0.35 ha	-	約 0.35 ha		17/24
若江東町3-C-23	東大阪市若江東町三丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		17/24
若江東町4-A-23	東大阪市若江東町四丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		17/24
若江東町4-C-1-23	東大阪市若江東町四丁目地内	約 0.18 ha	-	約 0.11 ha		17/24
若江東町4-D-1-23	東大阪市若江東町四丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		17/24
若江東町4-D-2-23	東大阪市若江東町五丁目地内	約 0.56 ha	約 0.21 ha	約 0.13 ha		17/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積			備 考	図 面 番 号
		生産緑地 地 区	特定生産緑地			
			既に指定され ている区域	新たに指定す る区域		
若江東町4-D-3-23	東大阪市若江東町五丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		17/24
若江東町4-E-23	東大阪市若江東町四丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		17/24
若江南町3-A-22	東大阪市若江南町三丁目地内	約 0.29 ha	-	約 0.15 ha		16/24
若江南町3-B-22	東大阪市若江南町三丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		16/24
若江南町5-C-22	東大阪市若江南町五丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		16/24
若江北町2-D-22	東大阪市若江北町二丁目地内	約 0.23 ha	-	約 0.23 ha		16/24
若江北町2-E-22	東大阪市若江北町二丁目地内	約 0.33 ha	約 0.21 ha	約 0.12 ha		16/24
若江北町2-F-22	東大阪市若江北町二丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		16/24
若江北町2-G-22	東大阪市若江北町二丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.05 ha		16/24
若江北町3-C-22	東大阪市若江北町三丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.08 ha		16/24
若江西新町2-E-22	東大阪市若江西新町二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		16/24
若江西新町2-F-1-22	東大阪市若江西新町二丁目地内	約 0.27 ha	-	約 0.27 ha		16/24
花園東町2-C-23	東大阪市花園東町二丁目地内	約 0.18 ha	-	約 0.13 ha		17/24
花園東町3-C-23	東大阪市花園東町三丁目地内	約 0.20 ha	-	約 0.20 ha		17/24
花園西町2-B-23	東大阪市花園西町二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		17/24
玉串町東1-E-23	東大阪市玉串町東一丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		17/24
玉串町東1-E-2-23	東大阪市玉串町東一丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.06 ha		17/24
玉串町東2-A-23	東大阪市玉串町東二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		17/24
玉串町東2-B-23	東大阪市玉串町東二丁目地内	約 0.26 ha	-	約 0.26 ha		17/24
玉串町東2-C-23	東大阪市玉串町東二丁目地内	約 0.28 ha	-	約 0.28 ha		17/24
玉串町東2-D-23	東大阪市玉串町東二丁目地内	約 0.34 ha	約 0.24 ha	約 0.04 ha		17/24
玉串町東3-B-23	東大阪市玉串町東三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		17/24
玉串町東3-G-23	東大阪市玉串町東三丁目地内	約 0.23 ha	-	約 0.23 ha		17/24
玉串町東3-L-23	東大阪市玉串町東三丁目地内	約 0.29 ha	約 0.12 ha	約 0.17 ha		17/24
玉串町西1-A-23	東大阪市玉串町西一丁目地内	約 0.23 ha	-	約 0.23 ha		17/24
玉串町西2-A-23	東大阪市玉串町西二丁目地内	約 0.40 ha	約 0.28 ha	約 0.09 ha		17/24
玉串町西2-E-23	東大阪市玉串町西二丁目地内	約 0.30 ha	-	約 0.19 ha		17/24
玉串町西2-F-23	東大阪市玉串町西二丁目地内	約 0.39 ha	約 0.11 ha	約 0.18 ha		17/24
中部区画整理地区K-3	東大阪市加納二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		2/24
中部区画整理地区L-3	東大阪市加納二丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		2/24
中部区画整理地区M-3	東大阪市加納二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		2/24
中部区画整理地区O-3	東大阪市加納二丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		2/24
中部区画整理地区Q-2-3	東大阪市加納二丁目地内	約 0.08 ha	約 0.04 ha	約 0.04 ha		2/24
中部区画整理地区V-3	東大阪市加納三丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		2/24
中部区画整理地区Y-3	東大阪市加納三丁目地内	約 0.04 ha	-	約 0.04 ha		2/24
中部区画整理地区AA-2-3	東大阪市川田三丁目地内	約 0.24 ha	約 0.13 ha	約 0.08 ha		2/24
中部区画整理地区AA-4	東大阪市加納五丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		3/24
中部区画整理地区QQ-4	東大阪市加納四丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		3/24
中部区画整理地区C-9	東大阪市川田二丁目地内	約 0.13 ha	約 0.11 ha	約 0.02 ha		7/24
中部区画整理地区N-9	東大阪市吉原一丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		7/24
中部区画整理地区W-9	東大阪市吉原一丁目地内	約 0.05 ha	約 0.01 ha	約 0.04 ha		7/24
中部区画整理地区O-10	東大阪市水走五丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		8/24
中部区画整理地区JJ-10	東大阪市今米一丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.09 ha		8/24
中部区画整理地区LLL-10	東大阪市水走二丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		8/24
中部区画整理地区HH-16	東大阪市菱江二丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		12/24
稲田新町2-B-2	東大阪市稲田新町二丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		1/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積			備 考	図 面 番 号
		生産緑地 地 区	特定生産緑地			
			既に指定され ている区域	新たに指定す る区域		
稲田新町2-B-8	東大阪市稲田新町二丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		6/24
稲田新町3-C-8	東大阪市稲田新町三丁目地内	約 0.51 ha	約 0.27 ha	約 0.24 ha		6/24
稲田新町3-C-1-8	東大阪市稲田新町三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		6/24
森河内B-2-7	東大阪市森河内東一丁目地内	約 0.49 ha	約 0.17 ha	約 0.15 ha		5/24
古川町E-7	東大阪市森河内東二丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		5/24
新喜多D-14	東大阪市西堤西地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		10/24
新喜多E-14	東大阪市西堤西地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		10/24
川俣 1-U-7	東大阪市川俣一丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		5/24
楠根 2-J-8	東大阪市楠根二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.07 ha		6/24
七軒家B-8	東大阪市七軒家地内	約 0.14 ha	-	約 0.07 ha		6/24
長田西 6-D-8	東大阪市長田西六丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		6/24
長田中 2-A-8	東大阪市長田中二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		6/24
長田中 5-A-8	東大阪市長田中五丁目地内	約 0.20 ha	約 0.10 ha	約 0.05 ha		6/24
長田東 2-D-8	東大阪市長田東二丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		6/24
西堤楠町 3-C-14	東大阪市西堤楠町三丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		10/24
西堤本通西 3-A-14	東大阪市西堤本通西三丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		10/24
新家B-15	東大阪市新家一丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		11/24
新家C-15	東大阪市新家二丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.14 ha		11/24
荒本B-15	東大阪市荒本二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		11/24
荒本C-15	東大阪市荒本新町地内	約 0.17 ha	-	約 0.05 ha		11/24
御厨中 2-B-15	東大阪市御厨中二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		11/24
下小阪 4-B-22	東大阪市内小阪四丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		16/24
上小阪 4-22	東大阪市内上小阪四丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		16/24
東上小阪-22	東大阪市内東上小阪地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		16/24
南上小阪E-28	東大阪市内南上小阪地内	約 0.56 ha	約 0.33 ha	約 0.23 ha		21/24
柏田西 3-A-27	東大阪市内柏田西三丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		20/24
柏田西 3-D-27	東大阪市内柏田西三丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		20/24
友井 2-H-28	東大阪市内友井二丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		21/24
衣摺 4-G-27	東大阪市内衣摺四丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		20/24
大蓮北 3-D-27	東大阪市内大蓮北三丁目地内	約 0.20 ha	-	約 0.20 ha		20/24
合 計	213 地区			約 26.10 ha		

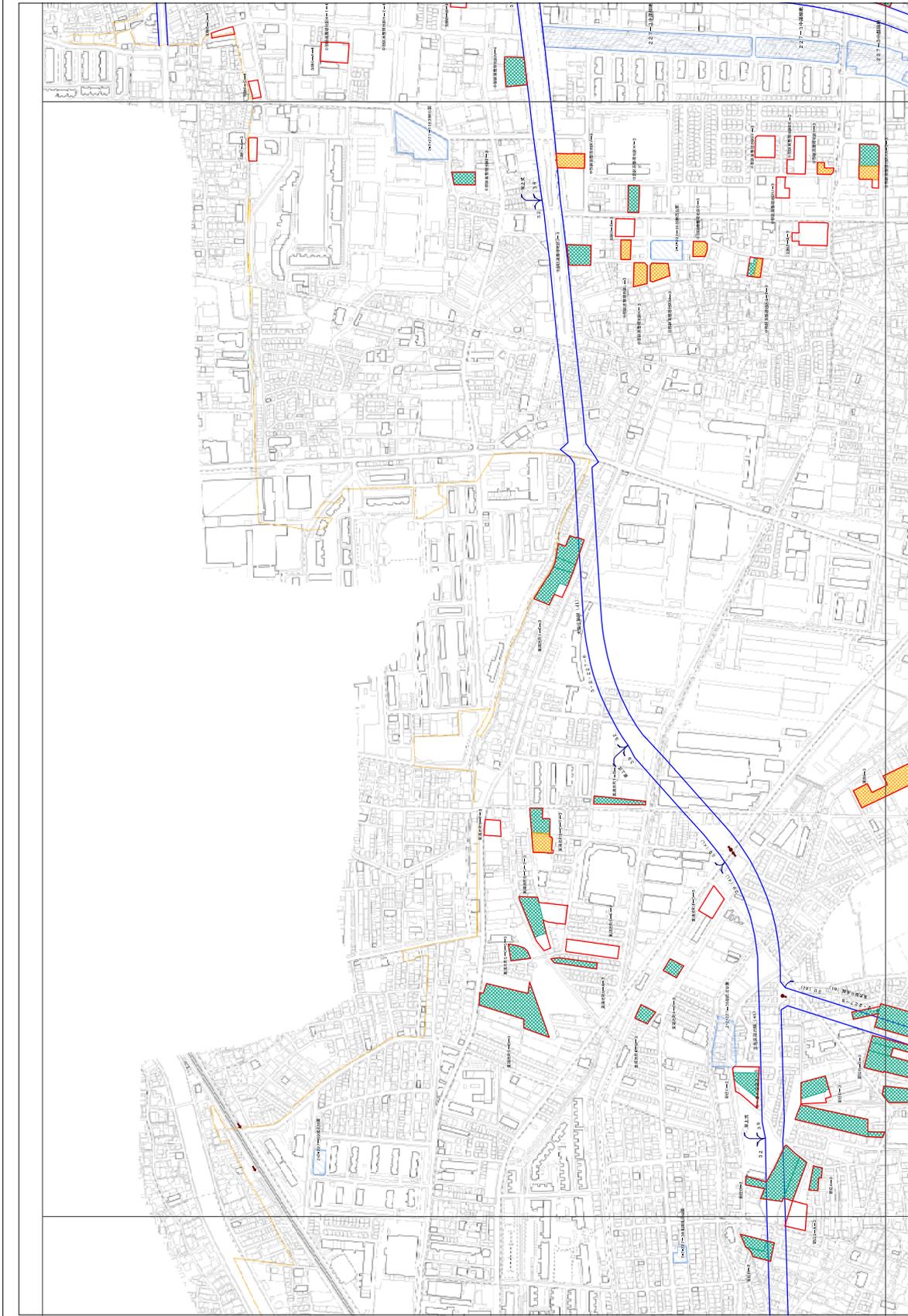
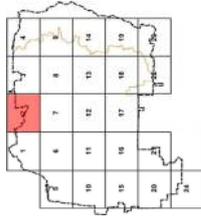


# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

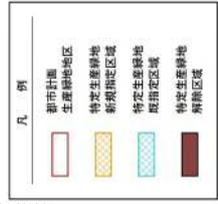
A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

H615(3)

用途	用途	用途
A2   S=1:5,000	A0   S=1:2,500	用途
用途	用途	用途



東大阪市

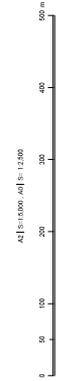


H615(3)

東大阪市の都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図は、  
 都市計画法第17条第1項第2号に基づき、東大阪市の都市計画区域内に指定された区域を示す。  
 本図は、都市計画法第17条第1項第2号に基づき、東大阪市の都市計画区域内に指定された区域を示す。  
 本図は、都市計画法第17条第1項第2号に基づき、東大阪市の都市計画区域内に指定された区域を示す。

東大阪市の都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図は、  
 都市計画法第17条第1項第2号に基づき、東大阪市の都市計画区域内に指定された区域を示す。  
 本図は、都市計画法第17条第1項第2号に基づき、東大阪市の都市計画区域内に指定された区域を示す。  
 本図は、都市計画法第17条第1項第2号に基づき、東大阪市の都市計画区域内に指定された区域を示す。

A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500



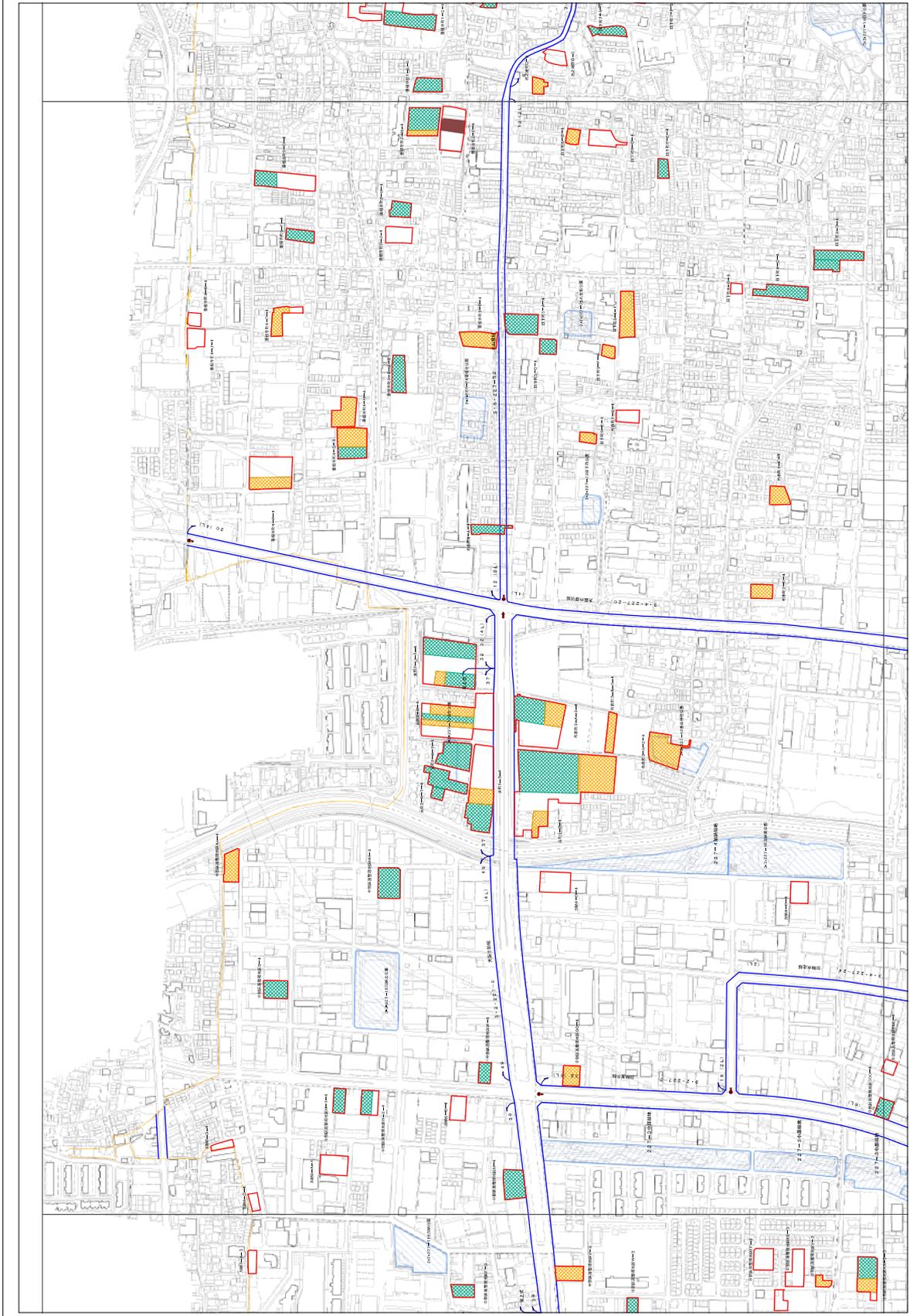
A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

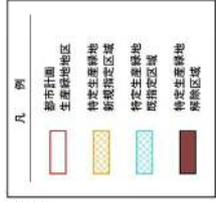
A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H616(4)

用途	用途	用途
A2   S=1:5,000	A0   S=1:2,500	3/24



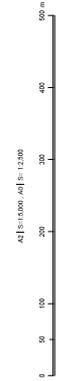
東大阪市



A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域図は、東大阪市の都市計画決定に基づき、国土交通省の都市計画法に基づき作成されたものである。この図は、東大阪市の都市計画決定に基づき、国土交通省の都市計画法に基づき作成されたものである。この図は、東大阪市の都市計画決定に基づき、国土交通省の都市計画法に基づき作成されたものである。

東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域図は、東大阪市の都市計画決定に基づき、国土交通省の都市計画法に基づき作成されたものである。この図は、東大阪市の都市計画決定に基づき、国土交通省の都市計画法に基づき作成されたものである。この図は、東大阪市の都市計画決定に基づき、国土交通省の都市計画法に基づき作成されたものである。



A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

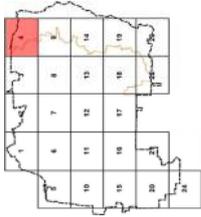
H616(4)

# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

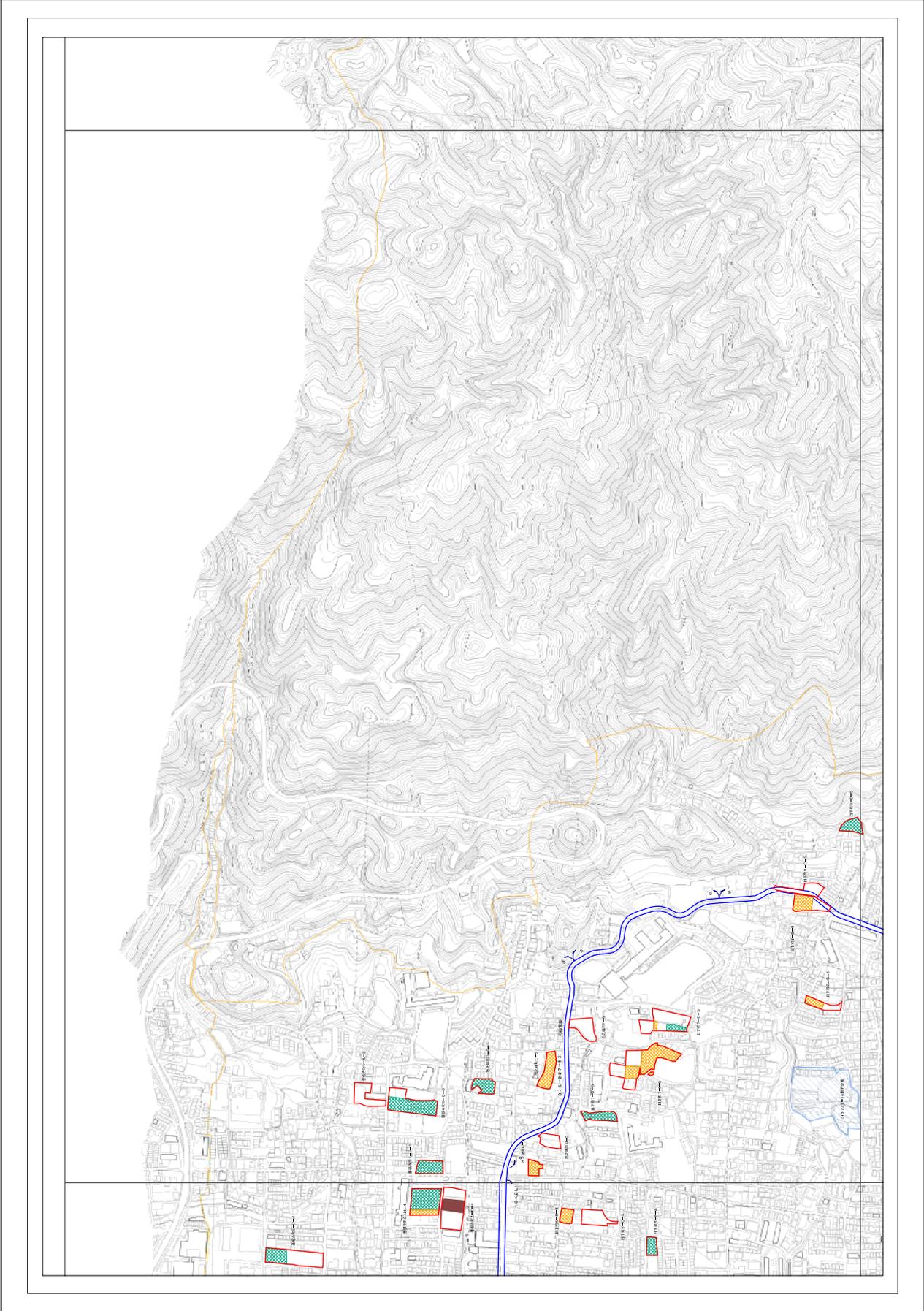
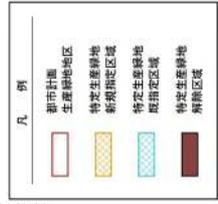
A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

H713(5)

用途	用途 + 用途
A2   S=1:2,500	A0   S=1:5,000
A2   S=1:5,000	A0   S=1:2,500

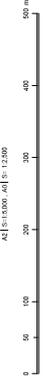


東大阪市



H713(5)

この図面は、国土利用計画法に基づき、国土利用計画の定める用途地域、生産緑地地区、特定生産緑地、新指定区域、特定生産緑地原指定区域、特定生産緑地新指定区域の指定区域を示すものである。なお、この図面は、国土利用計画法に基づき、国土利用計画の定める用途地域、生産緑地地区、特定生産緑地、新指定区域、特定生産緑地原指定区域、特定生産緑地新指定区域の指定区域を示すものである。



A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

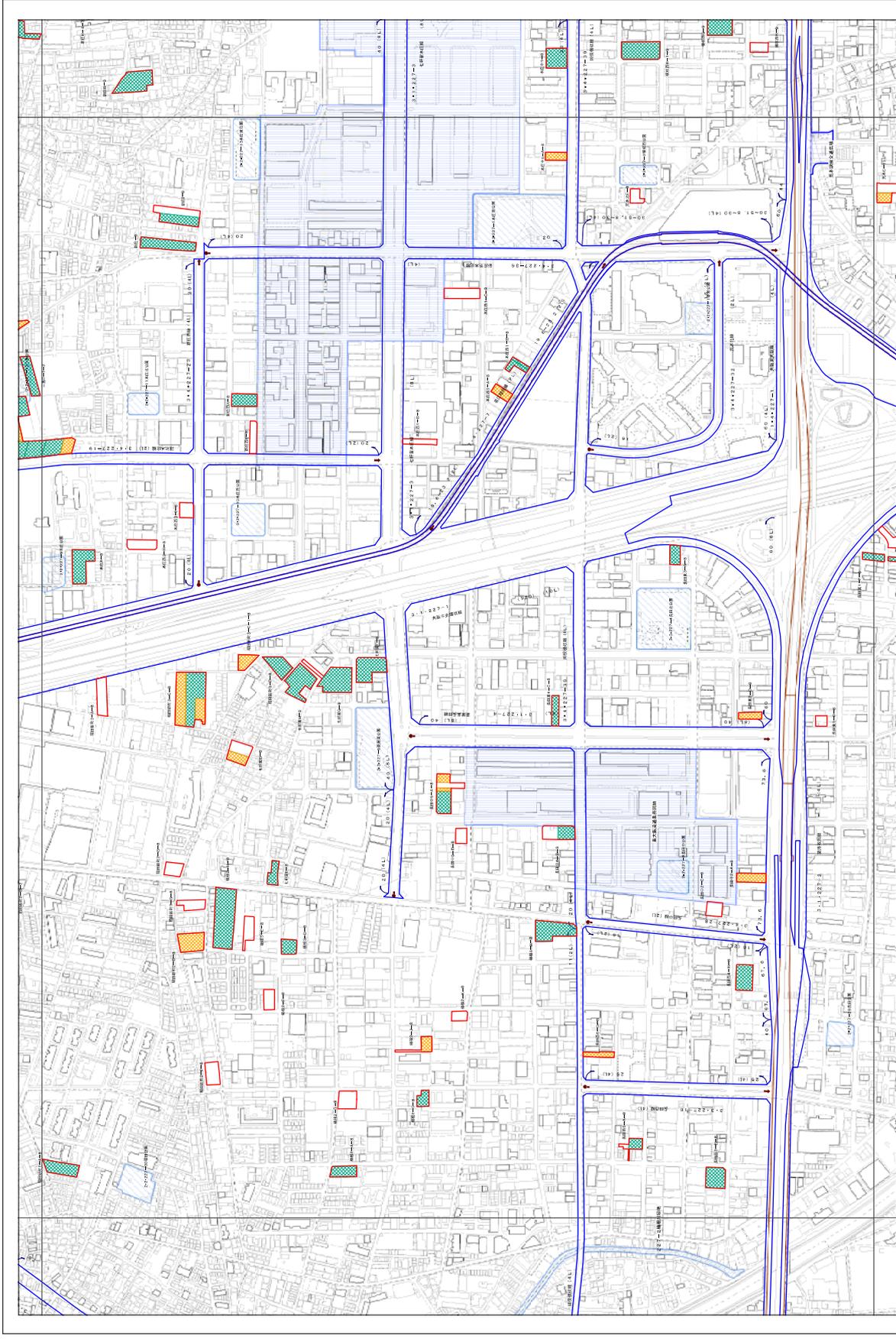
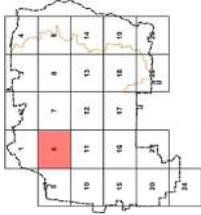


# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H610(8)

用途	生産緑地	特定生産緑地
A2   S=1:5,000	緑	黄緑
A0   S=1:2,500	緑	黄緑



東大阪市

凡例

- 都市計画 (Urban Planning)
- 生産緑地地区 (Production Greenland Area)
- 特定生産緑地 (Designated Specific Production Greenland)
- 新指定区域 (New Designated Area)
- 特定生産緑地 廃止区域 (Designated Specific Production Greenland Cancellation Area)
- 特定生産緑地 併合区域 (Designated Specific Production Greenland Merged Area)

H610(8)

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図  
 1. 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区(以下「生産緑地地区」と称す)及び特定生産緑地指定区域(以下「特定生産緑地指定区域」と称す)を示すものである。  
 2. 本図は、平成17年12月31日現在のものである。  
 3. 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区(以下「生産緑地地区」と称す)及び特定生産緑地指定区域(以下「特定生産緑地指定区域」と称す)を示すものである。

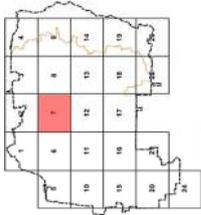


# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H611(9)

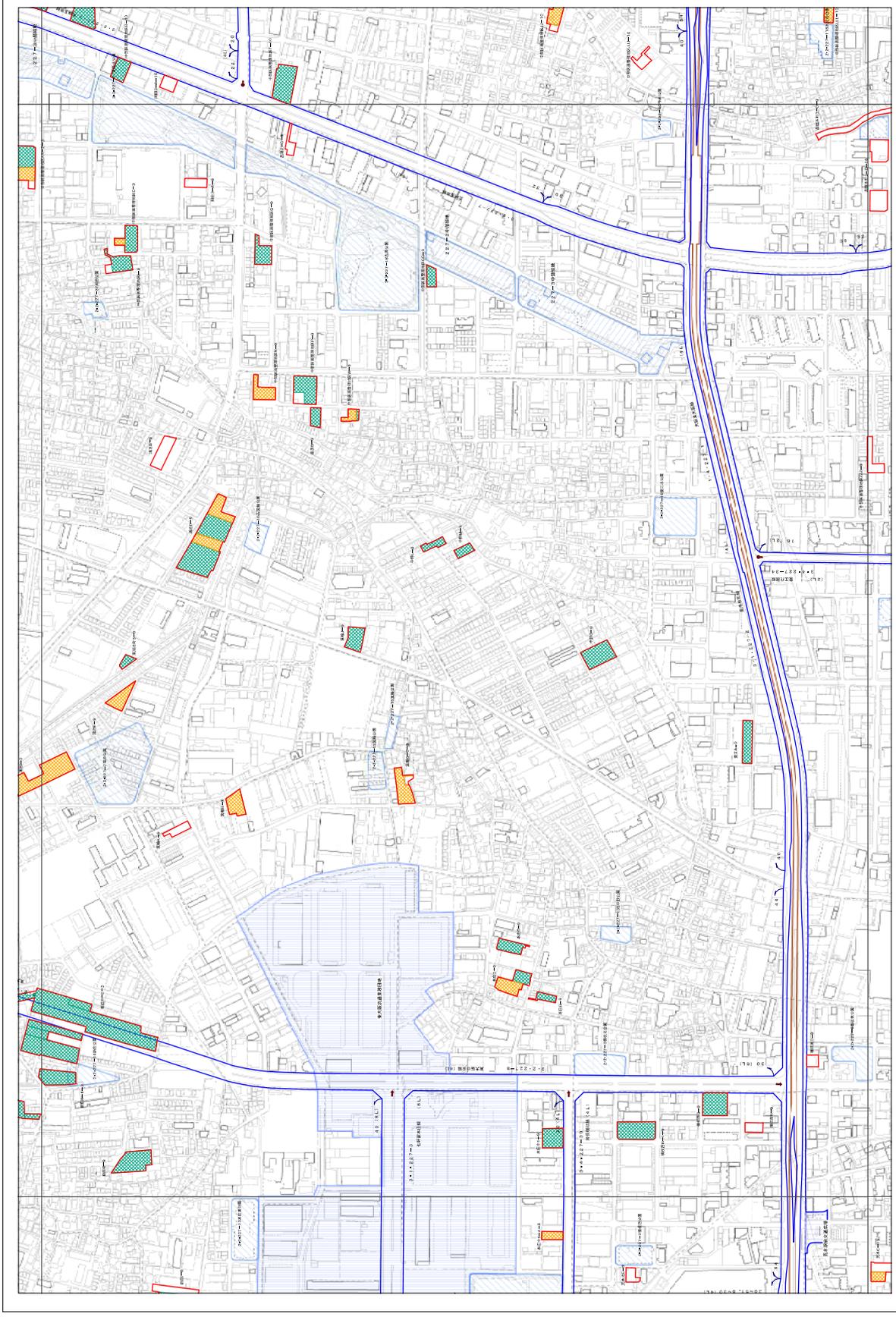
用途	用途4 農地	用途5 農地
A2   S=1:5,000	用途6 農地	用途7 農地
A0   S=1:2,500	用途8 農地	用途9 農地



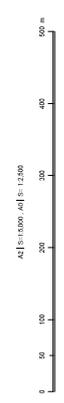
東大阪市

凡 例

- 都市計画 生産緑地地区 (Red outline)
- 特定生産緑地 (Yellow hatched)
- 新指定区域 (Green hatched)
- 特定生産緑地 廃止区域 (Blue hatched)
- 特定生産緑地 解除区域 (Dark red hatched)



東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図  
 1. 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区(用途4、用途5、用途6、用途7、用途8、用途9)の指定区域を示すものである。  
 2. 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区(用途4、用途5、用途6、用途7、用途8、用途9)の指定区域を示すものである。  
 3. 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区(用途4、用途5、用途6、用途7、用途8、用途9)の指定区域を示すものである。



A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

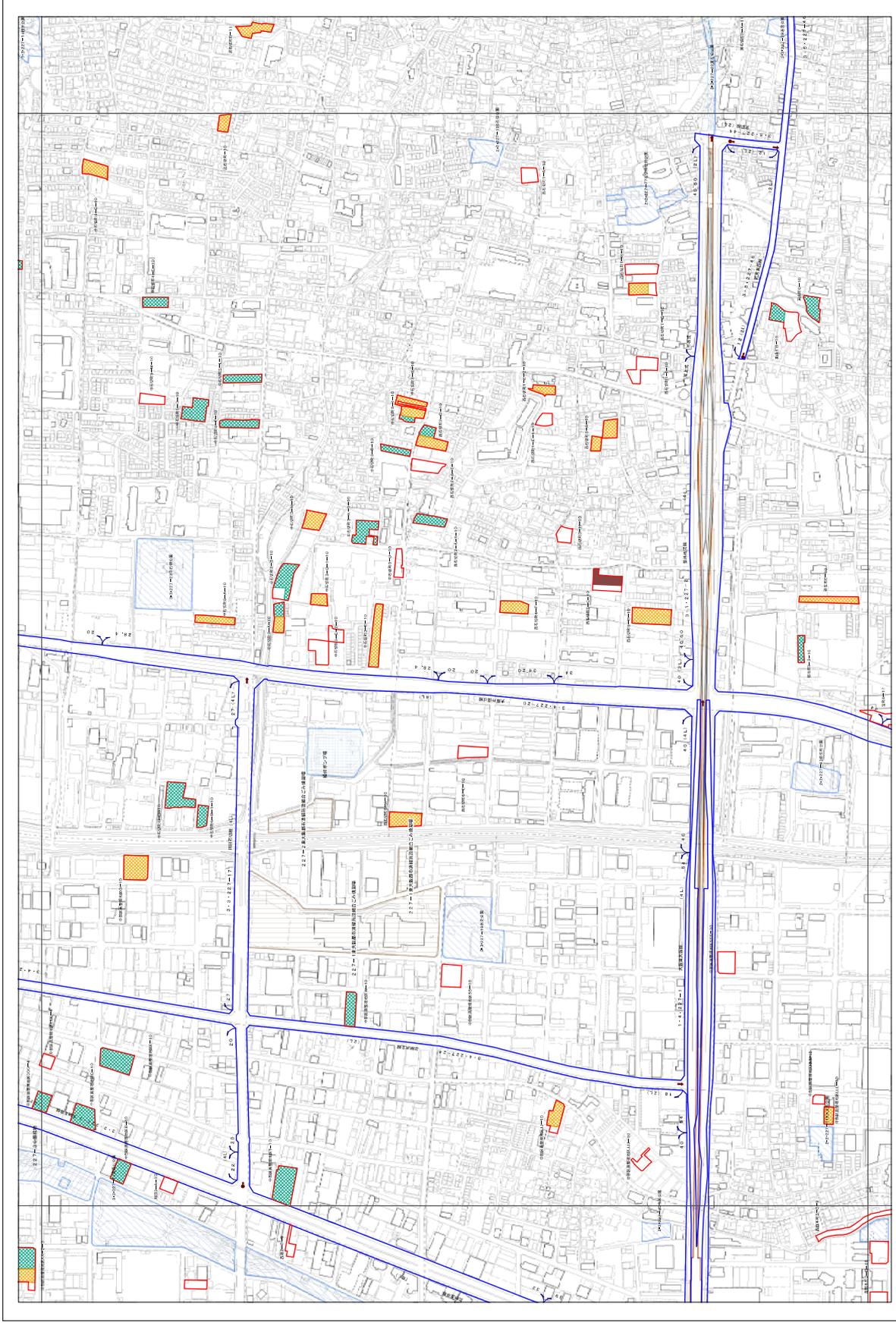
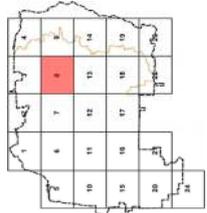
H611(9)

# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

H612(10)

用途	用途区分	用途区分
A2	S=1:2,500	B2A
A1	S=1:5,000	B2A



東大阪市

凡 例

- 都市計画 (Red outline)
- 生産緑地地区 (Yellow hatched)
- 特定生産緑地 (Green hatched)
- 新規指定区域 (Blue hatched)
- 特定生産緑地 廃止区域 (Blue outline)
- 特定生産緑地 解除区域 (Brown hatched)

A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図  
 1. 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図(以下「本図」とする)の縮尺1/5,000の図面である。  
 2. 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図(以下「本図」とする)の縮尺1/5,000の図面である。  
 3. 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図(以下「本図」とする)の縮尺1/5,000の図面である。



A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

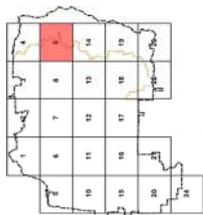
H612(10)

# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

H709 (11)

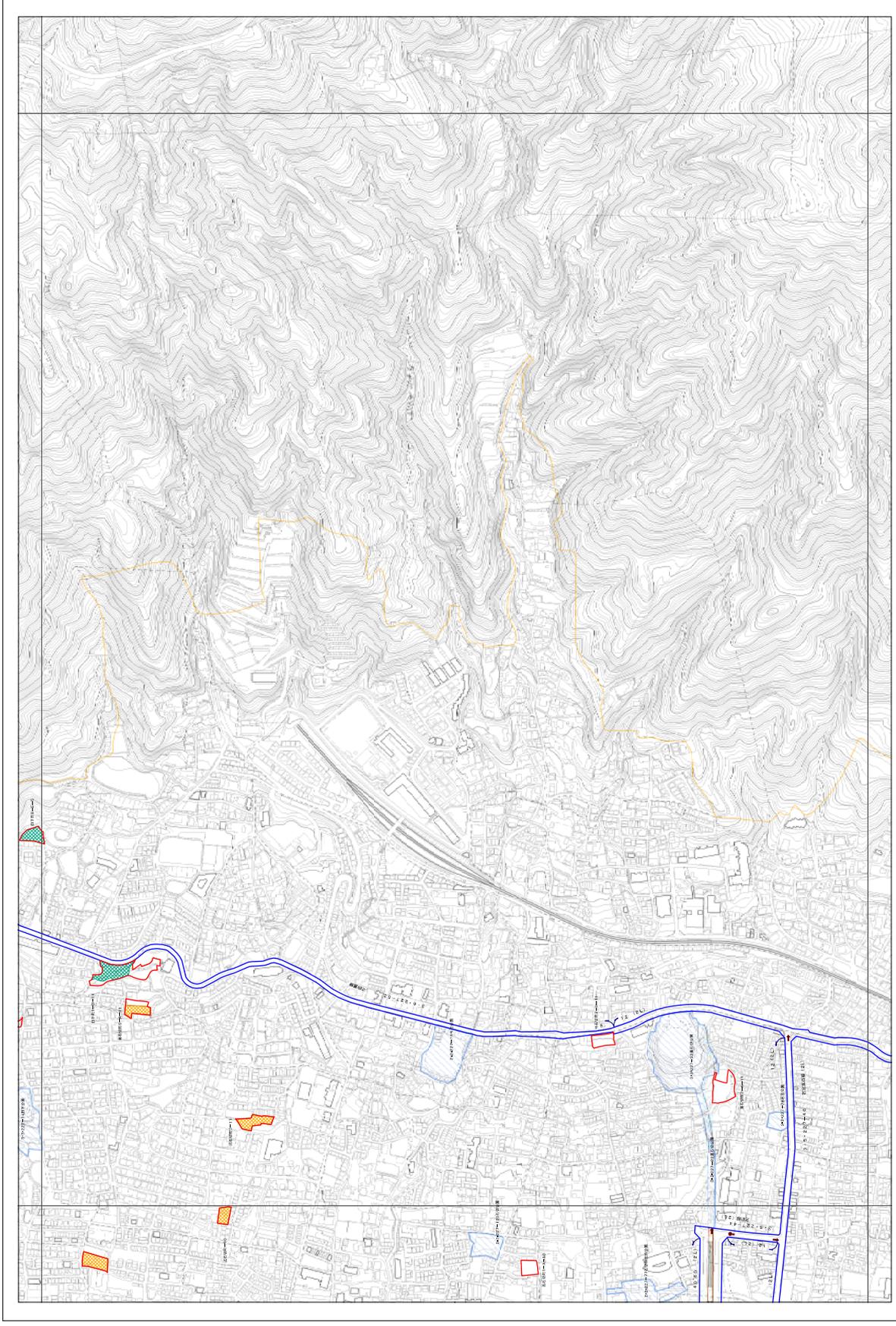
用途	用途	用途	用途
A2	S=1:5,000	A0	S=1:2,500
A2	S=1:5,000	A0	S=1:2,500



東大阪市

凡 例

- 都市計画
- 生産緑地地区
- 特定生産緑地
- 新規指定区域
- 特定生産緑地
- 廃止区域
- 特定生産緑地
- 解除区域



A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

東大阪市都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図  
 本図は、東大阪市都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図(平成27年11月17日現在)に基づき、  
 特定生産緑地指定区域(平成27年11月17日現在)を抽出したものである。  
 本図は、東大阪市都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図(平成27年11月17日現在)に基づき、  
 特定生産緑地指定区域(平成27年11月17日現在)を抽出したものである。



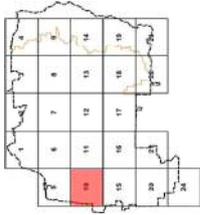
H709 (11)

# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

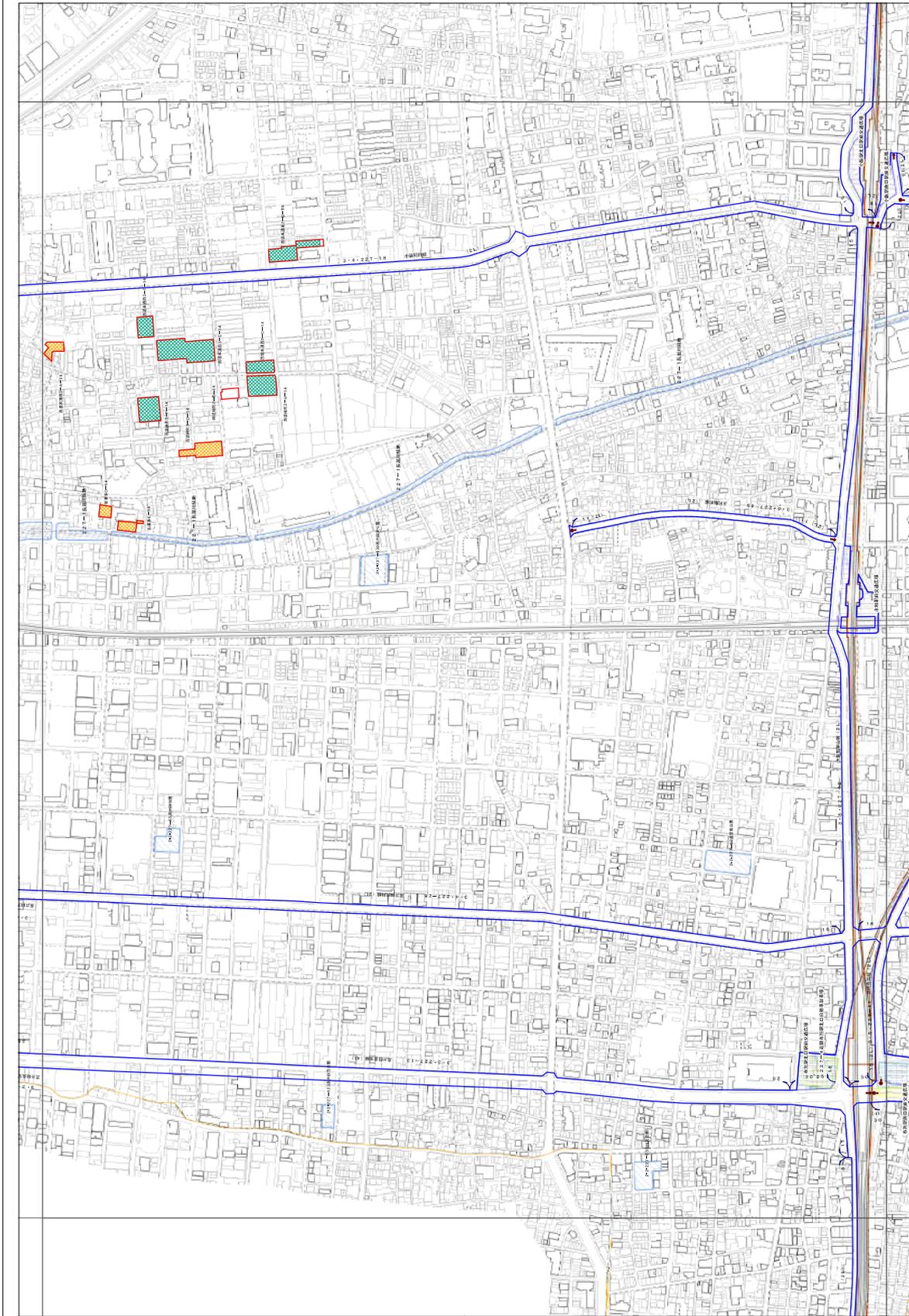
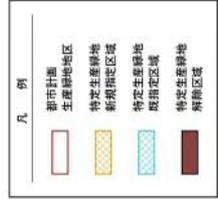
A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H605(14)

項目	種別	色
都市計画	生産緑地地区	黄色
特定生産緑地	指定区域	赤色



東大阪市



A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

この図面は、都市計画生産緑地地区の指定区域、特定生産緑地指定区域、特定生産緑地、緑地地区を示すものである。この図面は、都市計画生産緑地地区の指定区域、特定生産緑地指定区域、特定生産緑地、緑地地区を示すものである。

都市計画生産緑地地区の指定区域、特定生産緑地指定区域、特定生産緑地、緑地地区を示すものである。この図面は、都市計画生産緑地地区の指定区域、特定生産緑地指定区域、特定生産緑地、緑地地区を示すものである。

0 50 100 150 200 250 300 350 400 450 500 550 600 650 700 750 800 850 900 950 1000

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H605(14)

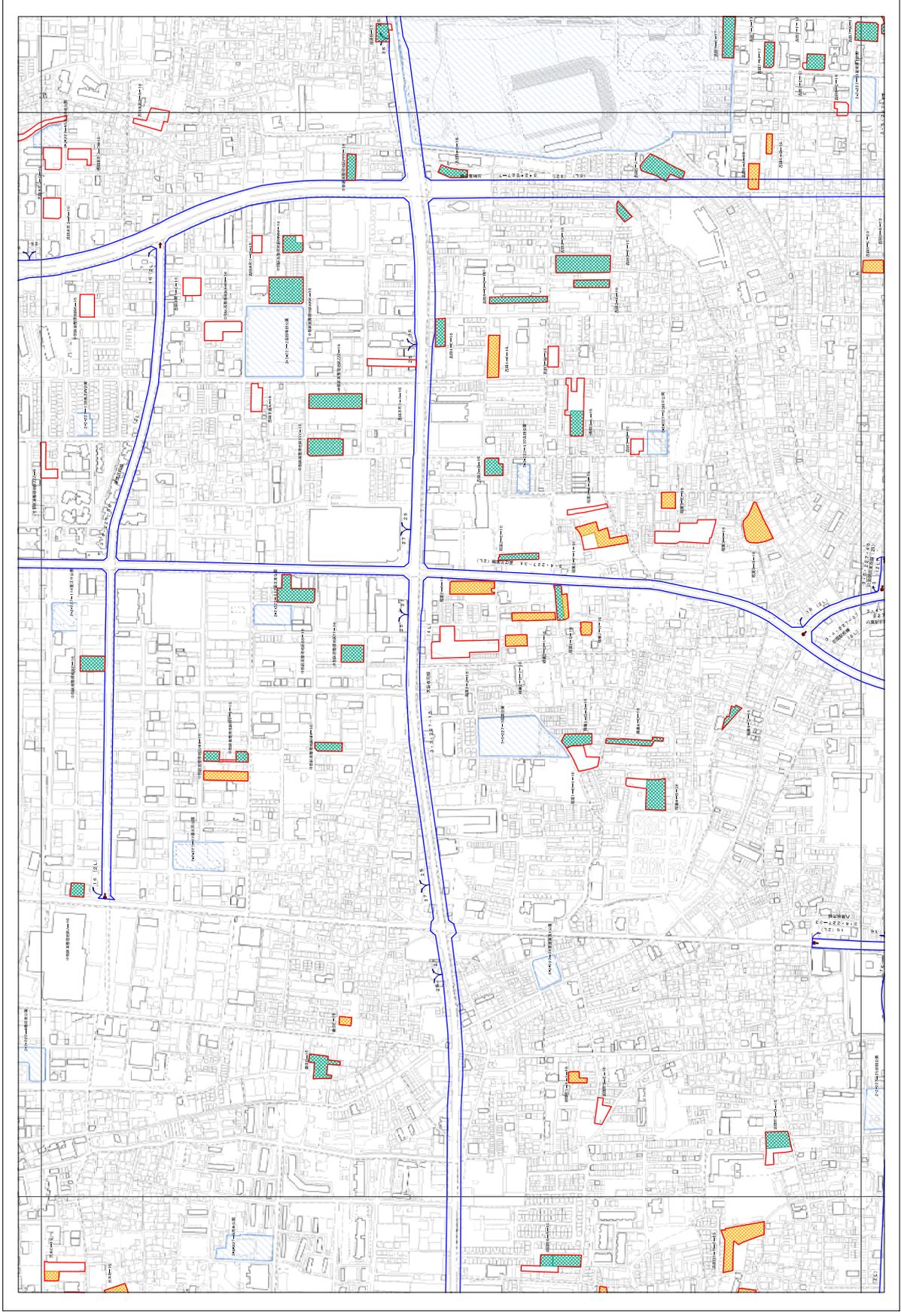
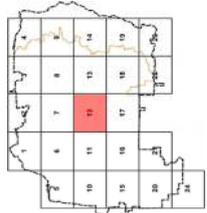


# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H807(16)

計画種別	都市計画	生産緑地地区	特定生産緑地	新指定区域	特定生産緑地	廃指定区域	特別区域
比例尺	A2   S=1:5,000	A0   S=1:2,500					



東大阪市

凡例

- 都市計画
- 生産緑地地区
- 特定生産緑地
- 新指定区域
- 特定生産緑地
- 廃指定区域
- 特別区域

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

この図面は、都市計画生産緑地地区の指定区域、特定生産緑地、新指定区域、廃指定区域、特別区域を示すものである。この図面は、都市計画生産緑地地区の指定区域、特定生産緑地、新指定区域、廃指定区域、特別区域を示すものである。

この図面は、都市計画生産緑地地区の指定区域、特定生産緑地、新指定区域、廃指定区域、特別区域を示すものである。この図面は、都市計画生産緑地地区の指定区域、特定生産緑地、新指定区域、廃指定区域、特別区域を示すものである。



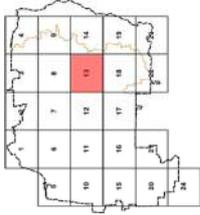
H807(16)

# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

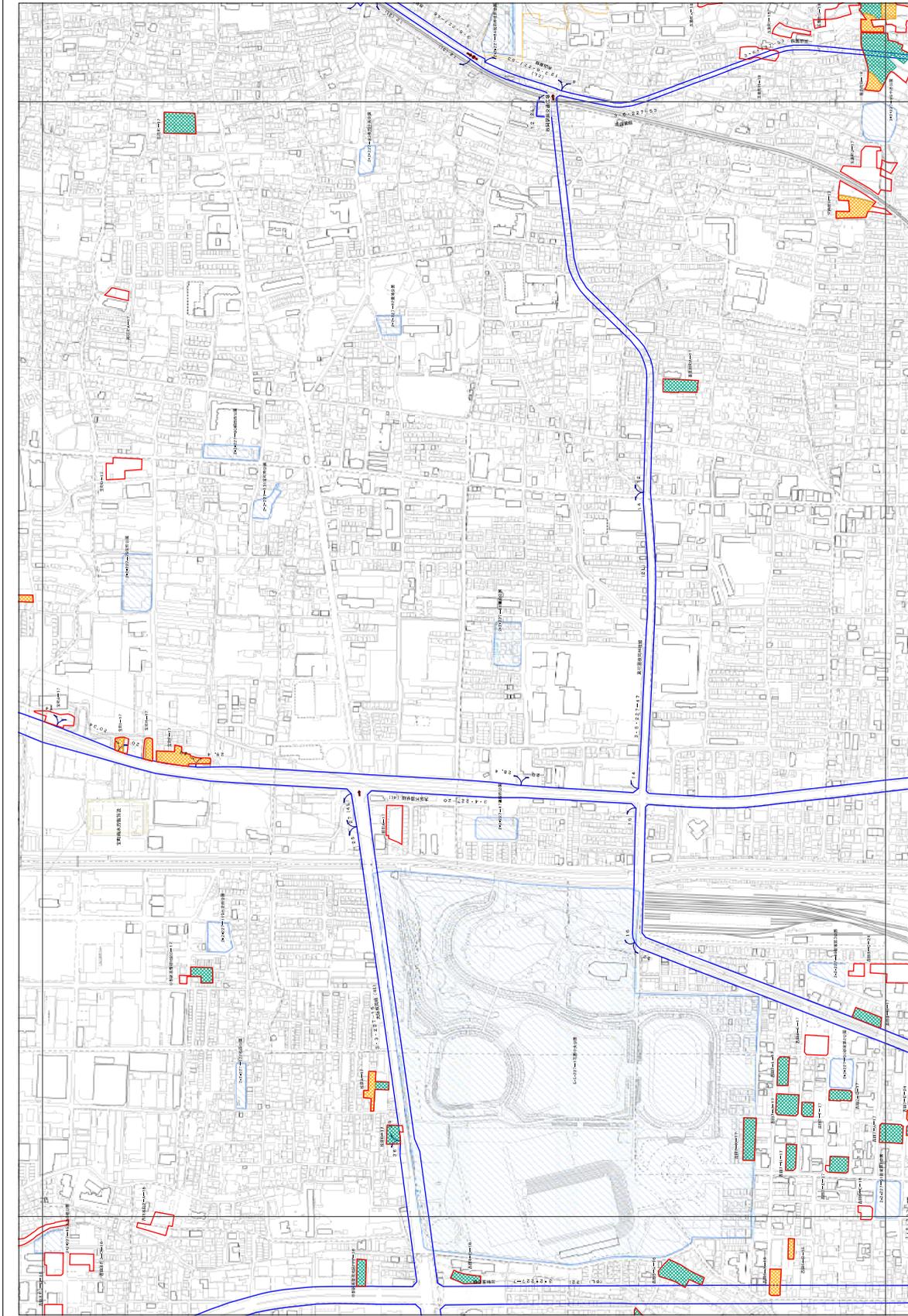
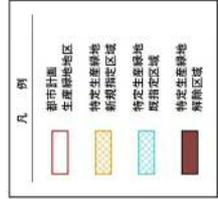
A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

H608 (17)

用途	用途別種別	用途別種別
A2	S=1:5,000	D2/A
A0	S=1:2,500	D2/A



東大阪市



A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域の図  
 本図は、東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域を示すものである。  
 本図は、東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域を示すものである。  
 本図は、東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域を示すものである。

東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域の図  
 本図は、東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域を示すものである。  
 本図は、東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域を示すものである。  
 本図は、東大阪市の都市計画生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域を示すものである。



A2 | S=1:5,000 . A0 | S=1:2,500

H608 (17)

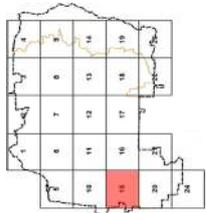


# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H601 (21)

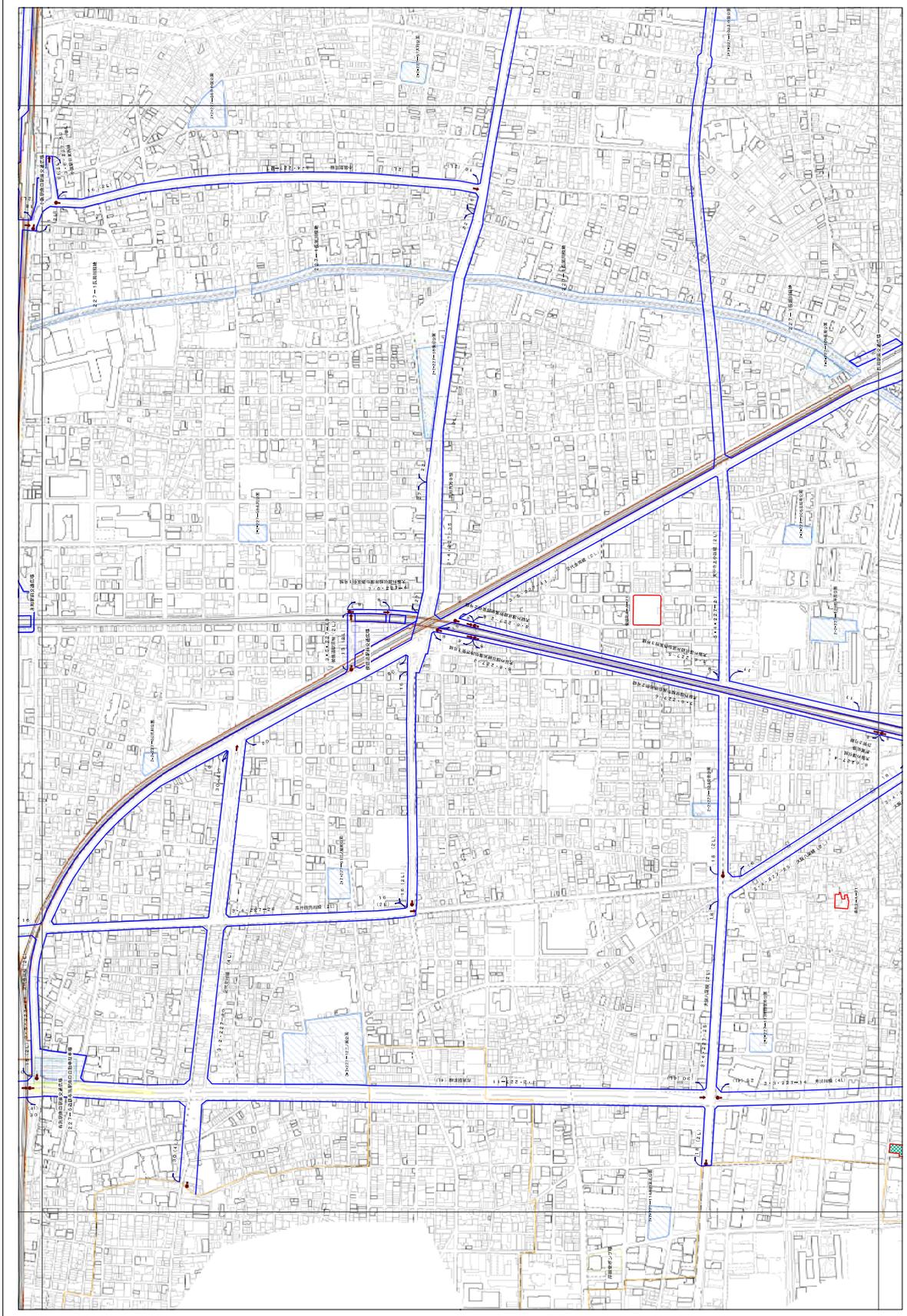
図例	都市計画 生産緑地地区 特定生産緑地 新指定区域	特定生産緑地 原指定区域	特定生産緑地 解除区域
A2	S=1:5,000	A0	
A0	S=1:2,500	S=1:2,500	



東大阪市

凡 例

- 都市計画
- 生産緑地地区
- 特定生産緑地
- 新指定区域
- 特定生産緑地  
原指定区域
- 特定生産緑地  
解除区域



この図面は、国土交通省の定める都市計画法に基づき、  
 都市計画区域内の土地利用を規制する目的で作成されたものであり、  
 実際の土地利用については、関係法令及び関係機関の定める規制に  
 従って実施されるものとします。

図例は、都市計画図面を基に作成されたものであり、  
 実際の土地利用については、関係法令及び関係機関の定める規制に  
 従って実施されるものとします。

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

H601 (21)







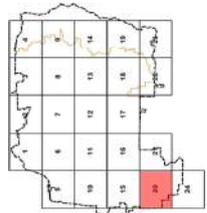


# 東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

G613(27)

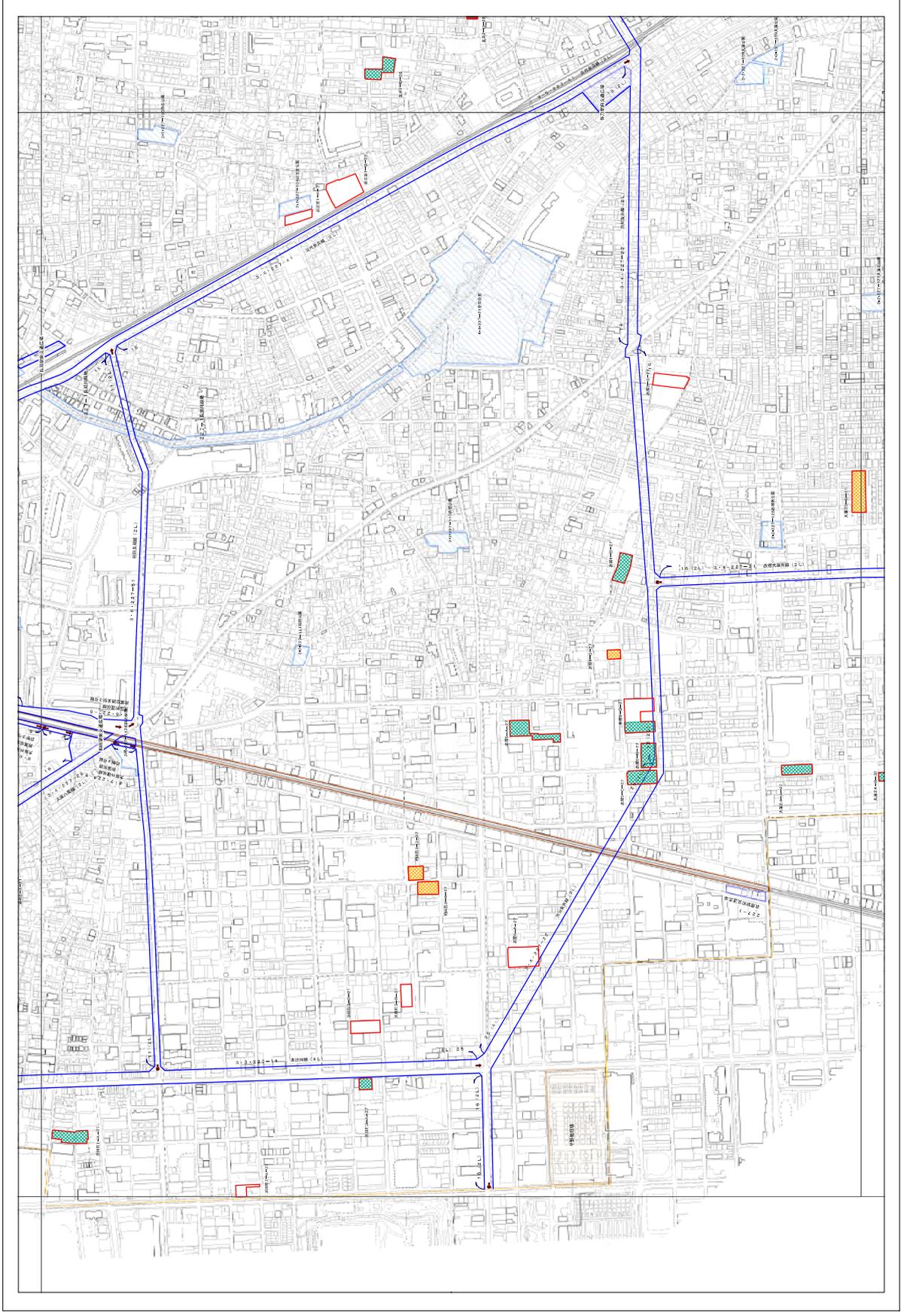
計画種別	都市計画
計画名称	東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図
図面番号	A2   S=1:5,000
図面名称	G613(27)



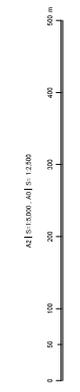
東大阪市

凡 例

- 都市計画
- 生産緑地地区
- 特定生産緑地
- 新指定区域
- 特定生産緑地
- 廃止区域
- 特定生産緑地
- 併合区域



東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図  
 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図(以下「本図」という)の縮尺1/5,000の図面である。  
 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図(以下「本図」という)の縮尺1/5,000の図面である。  
 本図は、東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図(以下「本図」という)の縮尺1/5,000の図面である。



A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

A2 | S=1:5,000, A0 | S=1:2,500

G613(27)









## 理 由

生産緑地地区指定から30年経過を迎える農地等において、良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有し、今後も継続的に適切な営農が見込まれる農地等について、特定生産緑地の指定をおこなうものである。